報　道　発　表

令和８年 11 月 11 日
財　　務　　省

令和７事務年度の関税等の申告に係る輸入事後調査の結果

財務省は、令和７事務年度（令和７年７月から令和８年６月までの１年間）に、全国の税関が行った輸入者の関税及び内国消費税(注１)（以下「関税等」という。）の輸入（納税）申告に対する輸入事後調査(注２)の結果をまとめましたのでお知らせします。

１．令和７事務年度は、3,657 者（前事務年度比 48 者増）の輸入者に対して輸入事後調査を行った。

２．輸入事後調査の結果、申告漏れ等(注３)のあった輸入者は 2,645 者（同 45 者減）となった。

３．申告漏れ等に係る課税価格は約 1,143 億３千万円（同 17.8%減）となった。これに対する関税等の納付不足税額は約 122 億２千万円（内国消費税約 114 億９千万円、関税約７億３千万円）であり、これらを含む追徴税額(注４)は約 127 億円（同 19.2%減）となった。

４．納付税額の不足が多かった品目は、①電気機器、②医療用品、③光学機器等、④機械類、⑤自動車等であり、これら５品目で納付不足税額の総額の約 72%を占めた。

５．主な申告漏れ等の事例としては、①輸出者又は輸入者が作成した低価のインボイス等による輸入申告、②輸出者に無償で提供した部品の申告漏れ、③インボイス価格とは別に支払う貨物の金型代金の申告漏れ等であった。

（注１）内国消費税：輸入貨物に課される消費税、酒税、たばこ税等をいう。
（注２）輸入事後調査：輸入貨物に係る関税等が適正に納税申告されていたかどうかを通関後に確認するための税務調査をいう。
（注３）申告漏れ等：課税価格に申告漏れがあったもののほか、適用税率に誤りがあったものも含む。
（注４）追徴税額：納付不足税額と、課税価格の申告額が過少であった場合等に課す加算税額とを合算したものをいう。

【別添１】輸入事後調査の状況等
【別添２】輸入事後調査の状況（図解）

［問合せ先］
財務省関税局調査課　代表 03-3581-4111　（内線）5986

【別添１】

輸入事後調査の状況

			令和７事務年度		令和６事務年度
				前事務年度比	
調査を行った輸入者　①			3,657 者	48 者増	3,609 者
申告漏れ等のあった輸入者　②			2,645 者	45 者減	2,690 者
申告漏れ等の割合　②／①			72.3%	2.2 ポイント減	74.5%
申告漏れ等に係る課税価格			1,143 億 2,910 万円	82.2%	1,390 億 7,156 万円
追徴税額	納付不足税額		122 億 2,243 万円	82.1%	148 億 8,929 万円
		関税	７億 3,498 万円	79.2%	９億 2,797 万円
		内国消費税	114 億 8,744 万円	82.3%	139 億 6,132 万円
	加算税額		４億 7,459 万円	58.0%	８億 1,870 万円
		重加算税	1,324 万円	31.3%	4,228 万円
	計		126 億 9,701 万円	80.8%	157 億 799 万円

（注）　当該事務年度に調査が終了したもののみを計上。

納付不足税額が多い上位５品目

	令和７事務年度			令和６事務年度		
順位	分類	品目	納付不足税額	分類	品目	納付不足税額
１	85 類	電気機器	37 億 1,166 万円	85 類	電気機器	30 億 4,712 万円
２	30 類	医療用品	19 億 2,340 万円	87 類	自動車等	21 億 7,616 万円
３	90 類	光学機器等	13 億 1,627 万円	90 類	光学機器等	20 億 9,324 万円
４	84 類	機械類	11 億 8,917 万円	84 類	機械類	16 億 8,433 万円
５	87 類	自動車等	６億 126 万円	30 類	医療用品	10 億 1,313 万円

（注）　分類は、関税率表（関税定率法の別表）に従っている。関税率表は、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約（ＨＳ条約）の附属書の品目表（ＨＳ品目表）に基づいて作成されている。

【主な申告漏れ等の事例】

＜重加算税が賦課された事例＞

事例１：輸出者と通謀して虚偽のインボイスを作成

輸入者Ａは、W国の輸出者からコードレス掃除機を輸入していた。Ａは、輸入申告前に正規の価格を認識していたが、輸出者と通謀して、取引価格よりも低い価格を記載した虚偽のインボイスを輸出者に作成させ、課税価格の計算の基礎となる事実を隠蔽・仮装して、当該インボイスに基づき申告していた。

その結果、不足していた課税価格は3,713万円、追徴税額は500万円（うち重加算税128万円）であった。

事例２： 輸入者が自らインボイスを改ざん

輸入者Ｂは、Ｘ国の輸出者から絨毯を輸入していた。Ｂは、自ら正規の価格よりも低い価格に書き換えたインボイスを作成し、課税価格の計算の基礎となる事実を隠蔽・仮装して、当該インボイスに基づき申告していた。

その結果、その他の申告漏れ等も含め、不足していた課税価格は1,962万円、追徴税額は256万円（うち重加算税49万円）であった。

＜その他申告漏れ等のあった事例＞

事例３：輸入者が無償提供した部品の申告漏れ

輸入者Ｃは、Ｙ国の輸出者から半導体を輸入していた。Ｃは、輸入貨物に組み込まれる部品を輸出者に無償で提供していた。本来、無償提供に要した費用は課税価格に含めるべきものであったが、Ｃは課税価格に含めずに申告していた。

その結果、その他の申告漏れ等も含め、不足していた課税価格は11億780万円、追徴税額は１億1,963万円であった。

事例４： 輸入貨物に係る金型代金等の申告漏れ

輸入者Ｄは、Ｚ国の輸出者から自動車部品を輸入していた。Ｄは輸出者に対し、輸入貨物の製造に要する金型、治具及び検具の代金を貨物代金とは別に支払っていた。本来、当該金型代金等は課税価格に含めるべきものであったが、Ｄは課税価格に含めずに申告していた。

その結果、その他の申告漏れ等も含め、不足していた課税価格は６億283万円、追徴税額は6,629万円であった。

（参考）

〇調査の目的

輸入事後調査は、輸入貨物の通関後における税関による税務調査であり、輸入貨物に係る納税申告が適正に行われているか否かを事後的に確認し、不適切な税額等を是正するとともに、輸入者に対する適切な申告指導を行うことにより、適正な課税を確保することを目的として実施している。

〇調査の方法

輸入事後調査は、貨物の輸入通関後、輸入者の事業所等を個別に訪問する等して、輸入貨物についての契約書、仕入書その他の貿易関係書類や会計帳簿書類等を調査し、また、必要な場合には取引先等についても調査を行い、輸入貨物に係る納税申告の内容が適切かどうかを確認する。

なお、調査の結果、申告内容に誤りがあることを確認した場合には、修正申告を行うか税関長が税額等を更正すること等により、不足税額等を納付していただくこととなる。

また、事後調査の過程において悪質な輸入者であることが判明した場合、犯則調査が開始され、その結果、関税等脱税事件として告発される場合もある。

〇重加算税

隠蔽又は仮装により、納税申告をせず、又は誤った納税申告を行った者に対して課される附帯税で、無申告加算税や過少申告加算税より重い税が課される。

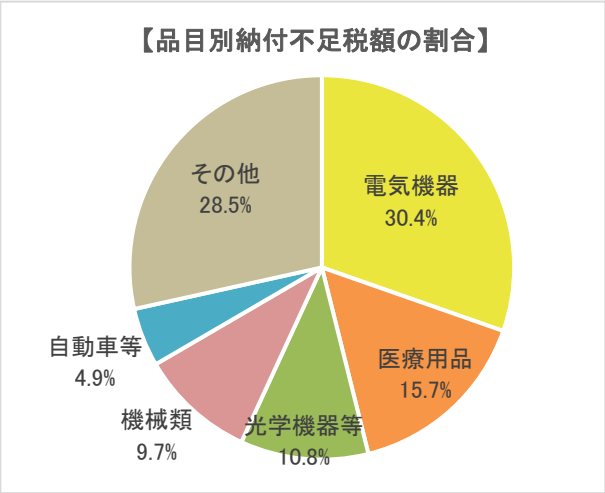
（重加算税率の一例）	適用前		適用後
過少申告加算税	10%	→	35%
無申告加算税	15%	→	40%

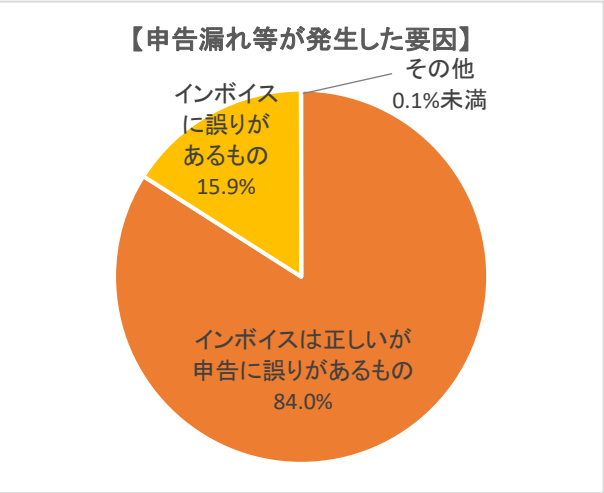
【別添２】

輸入事後調査の状況（図解）

品目別納付不足税額の割合及び申告漏れ等が発生した要因の割合

品目別納付不足税額の割合は、大きい方から順に電気機器、医療用品、光学機器等、機械類、自動車等であり、これら５品目で、納付不足税額の総額の約 72%を占めている。また、申告漏れ等が発生した要因は、「インボイスは正しいが申告に誤りがあるもの」が約 84%を占めている。





隠蔽・仮装による輸入申告（重加算税賦課事案）

「インボイスに誤りがあるもの」として、最も多くあるのは、輸出者作成のインボイス価格が誤っていたという事例である。しかし、事例１のように、輸入者が輸出者と通謀し、取引価格よりも低い価格を記載した虚偽のインボイスを作成させ、当該インボイスに基づき申告しているものや、事例２のように、輸入者が自ら取引価格よりも低い価格を記載したインボイスを作成し、当該インボイスに基づき申告していた事例などもある。このような「隠蔽・仮装」により納税申告を行った場合は、重加算税が課されることとなる。



インボイス価格とは別に支払った貨物代金等の申告漏れ

「インボイスは正しいが申告に誤りがあるもの」として、事例４のように、インボイス価格とは別に輸入貨物の製造のために支払った金型代金など、輸入取引に関してインボイス価格とは別に支払った貨物代金等を課税価格に含めずに申告していたことにより、申告漏れとなっている事例が多く発生している。



【参考：税関 HP（課税価格の計算方法）】https://www.customs.go.jp/zeikan/seido/kanzeihyouka/keisan_index.htm